

支援金制度をめぐる論点——国会審議から

子ども・子育て支援法等の改正案が4月19日の衆議院本会議で採択され、与党など賛成多数で通過した。国会審議において与野党双方の議員から指摘されたのは、支援金制度のわかり難さ・説明不足。国民の関心事は個々人の負担額なのだが、当初の説明は医療保険加入者一人当たり平均500円弱という漠然としたもの。審議入りする直前の3月29日になって、こども家庭庁は、2028年度の全制度の平均額450円と制度別の負担額の試算を示したが、より詳細な情報を求める声があり、国会審議の過程で、個別制度ごとに3回にわたって年収別の加入者一人当たりの試算額を示した。しかし、それでもなおわかり難いという声が専門家からも聞こえる。

わかり難くなっているのは、全国民共通の目安として被扶養者・世帯員を含む加入者一人あたりの試算額を示しているが、支援金を実際に負担するのは被保険者・世帯主だからである。加入者と被保険者が一致するのは個人単位で制度設計されている後期高齢者医療制度のみ。しかも、国民健保では賦課方式・賦課割合が市町村ごとに異なり、国民健保と後期高齢者医療制度では低所得者に対する保険料軽減措置があるから一層複雑だ。医療保険制度の賦課・徴収システムを使う限り、これは避けられない。今それが議論されるのは、これまで制度横断的に医療保険の保険料負担を比較して議論することが少なかったからであろう。

「歳出削減と賃上げによって、国民の実質的な負担は生じさせない」という説明にも納得し難いという批判が相次いだ。対国民所得比の国民負担率ベースであることや、これまでの社会保障改革の実績を踏まえれば根拠のない説明ではないが、それも今後の経済の動向や政策努力による。しかもこれはマクロベースの話である。個々人でみれば負担増になる人が圧倒的に多い。社会保障の持続可能性を高める次世代育成支援として、多くの国民の理解を得る以外にないということだろう。その意味では、今年度から給付先行で実施されることで、2026年度から始まる支援金の負担への理解が進むことに期待したい。介護保険創設時の経験がそれを物語っている。

もっとも厳しい批判は、全世代型社会保障の構築に向けた取組みだと言いながら、負担が現役世代に偏っていることである。後期高齢者医療制度からの出産育児支援金の仕組みをモデルとして制度設計した結果、医療保険制度の負担構造をそのまま反映しており、後期高齢者の支援金の負担割合は8%にすぎない。

そのいちばんの理由は年金税制にある。遺族年金は全額が非課税、老齢年金でも公的年金等控除により課税最低限が底上げされている。厚生労働省「国民生活基礎調査2022年」によれば、住民税非課税世帯は全世帯の24.2%であるが、世帯主が65歳以上では35.0%、75歳以上では42.5%である。加えて、世代間格差が大きい金融資産や分離課税扱いの金融所得の実態も税・社会保障負担に反映していない。富裕層や高齢世代にも等しく負担がかかる消費税率引上げについてもかたくなに封印している。支援金制度を発展軌道に載せるには、社会保障・税一体改革の路線を再構築する必要があるのではないか。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

